## ベビーシッター派遣事業割引券について

「ベビーシッター派遣事業」は、ベビーシッターを利用した場合にその料金の一部が助成される制度で、公益社団法人全国保育サービス協会が実施する事業です。

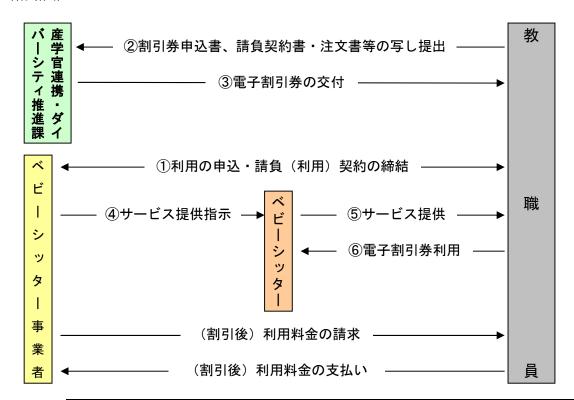
利用には本学が交付する割引券が必要となりますので、次の事項に留意のうえご利用ください。

(1)利用対象者	本学に在籍する教職員で文部科学省共済組合員(短期組合員を含む)
(2)対象となる子	0歳~小学校3年生(世話を必要とする場合小学校6年生まで)
(3)割引額	1 枚あたり 2,200 円
(4) 利用方法	① 割引券取扱事業者からベビーシッター事業者を選び、利用申込及び
( - / ) ( / ) ( / )	請負(利用)契約を締結してください。
	URL (http://acsa.jp/htm/babysitter/ticket_handling_list.htm)
	② ベビーシッターサービス利用予定の1週間前までに、ベビーシッタ
	一派遣事業割引券申込書に次のいずれかを添付のうえ、産学官連携・
	ダイバーシティ推進課へ提出し、割引券の交付を受けてください。
	・ベビーシッター事業者との請負契約書の写し(初回申込み時のみ)
	・ 注文書、利用申込書等請負によりサービスを提供していることが分
	かるものの写し(初回申込み時のみ)
	③ サービス利用終了時にスマートフォンで電子割引券 URL から割引
	券画面を表示し、ベビーシッターが提示する QR コードの読み取り
	認証を行う、または SP サービス店舗識別コード入力を行うことに
	より、利用登録を行ってください。_
(5) 留意事項	① 割引券は、配偶者が就労している場合のほか、病気入院等により、
	サービスを使わなければ就労することが困難な場合に限り使用で
	きます。また休日の利用は、本学での業務(試験対応など)により、
	サービスを使わなければ就労することが困難な場合に限ります。
	② 割引券は、1日対象児童1人につき2枚、1家庭につき1か月に2 4枚まで、1年間に280枚まで使用できます。
	4枚まで、1年間に200枚まで使用できます。   (例:きょうだいが2人の場合、1日4枚使用可)
	③ 割引券は、乳幼児又は小学校3年生までの児童、その他健全育成上
	の世話を必要とする小学校6年生までの児童の家庭内における保
	育や世話並びに保育所等や認可外保育施設への送迎を依頼する場
	合に限り使用できます。
	なお、ベビーシッターの所属する保育施設の送迎には使用できませ
	$\mathcal{h}_{\circ}$
	④ 割引券は、割引券取扱事業者に対してのみ使用できます。
	⑤ 割引券は、ベビールーム、集団保育、イベント保育、院内保育、ベ
	ビーシッター宅での保育など、教職員の家庭以外の場所での保育に
	は使用できません。
	⑥ 割引券の交付を受ける場合は、割引券取扱事業者とサービスの請負
	契約を締結する必要があり、必ず「請負契約書の写し」などサービ
	スの提供が証明できる資料を産学官連携・ダイバーシティ推進課
	へ提出してください。
	(年度内に複数回交付を受ける場合は、最初の申込時のみ)
	⑦ 請負契約書には、次のア〜オの事項が明らかにされていることが必

要です。

- ア 割引券取扱事業者の住所、名称及び代表者氏名
- イ 教職員の住所及び氏名
- ウ サービスの内容及び料金体系
- エ 事故の場合の割引券取扱事業者の免責事項
- オ その他サービスの利用に必要な事項(割引券取扱事業者で異なります。)
- 8 割引券は電子割引券の URL をメールでお知らせすることにより交付します。その際、確認のため必ず受領された旨をメールでお知らせください。
- 割引券を使用する必要がなくなったときは、速やかに産学官連携・ ダイバーシティ推進課へ返却の連絡をしてください。また、必要な 枚数での申請にご協力ください。
- ⑩ 割引券は他人に貸与又は譲渡することはできません。
- ① この割引券は利用料金が1回につき2,200円以上のサービスが対象です。
- ② この割引券を使用した場合、その割引料は税務上その対象者の所得となり、所得税法上、「雑所得」に区分されます。

## 〈概略図〉



〈問い合わせ先〉

平日:8:30~12:15、13:15~17:15

埼玉大学 産学官連携・ダイバーシティ推進課 入波平・遠藤

TEL: 048-858-3110 (内線 734239) E-mail: diversity-s@gr.saitama-u.ac.jp